

令和2年度 第8回理事会

日時 令和3年3月26日(金) 14時～
場所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

令和2年度
第8回理事会 次第

I. 日 時 令和3年3月26日（金）14：00～17：00

II. 場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

III. 議 事

1. 開式通告 定足数の確認

2. 開会の挨拶 会長挨拶

3. 議案

第1号 倫理委員会・諮問事項（平成27年5月8日付）について

第2号 倫理委員会・諮問事項（令和2年1月31日付）について

第3号 令和3年度 事業計画（案）について

第4号 令和3年度 収支計画（案）について

第5号 令和2年度 特定費用準備資金の取り扱いについて

4. 報告事項

(1) 令和3年度 中央委員資料について

(2) 全国オンライン弓道交流大会・開催報告について

(3) 範士ならびに九段の推薦について

IV. 閉会

<配布資料>

資料No.1 令和3年度 事業計画（案）

資料No.1-2 令和2年度版スポーツ団体ガバナンスコード自己説明・公表

資料No.1-3 中期計画策定の進め方

資料No.2 令和3年度 収支計画（案）

資料No.3 令和2年度 特定費用準備資金の取り扱いについて

資料No.4 全国オンライン弓道交流大会報告

資料No.5 令和2年度 推薦の結果について

【参考】 中央委員資料【理事、監事限り】

以上

令和3年度 事業計画（案）

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

事業計画（案）の構成

【令和3年度事業方針】

【事業内容】

I. 弓道事業の運営

1. 弓道事業の運営（講習会・大会・審査会）
2. 普及振興事業
3. 『弓道教本』第1巻の修正

II. 公益法人の運営

1. スポーツ団体ガバナンスコード、コンプライアンスの地連への構築
2. 中期計画の策定
3. 公益法人としての社会的還元・貢献、及び責任
4. 収支計画の考え方（財務の取り組み骨子）
5. 組織体制の強化

【令和3年度事業方針】

本連盟は昨年12月に実施された内閣府・公益認定等委員会の立入検査において、予て指摘されていた組織役員体制、収支相償、審査の透明性、矢羽問題、地連との業務関係等、何れの事項とも改善の取り組みに対し高い評価を得ることができた。

令和3年度は、前向きな課題への取り組みを進める基盤が整ったとして、引き続き、適正な組織、及び事業運営にしっかりと取り組む。

また、令和2年度は、全面的に中止となった弓道事業の再開に向け、諸対策を講じ、令和3年4月から、全面実施する。

1. 弓道事業（講習会・大会・審査会）の実施

いずれの事業も新たに新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分に講じた方式にて実施する。

講習会については、指導方針に公益性、及び矢羽の倫理性に関する内容を新たに加えた講習体制により実施する。

大会については、コロナ禍に対応した形式にて実施する。

審査会については、公平性、及び公正性を織り込んだ新たな審査方式の導入を図り、新たな審査会事業として実施する。

2. 矢羽問題

矢羽問題の最終決着を図ると共に、関係団体ならびに会員の皆様の協力をもって、認証制度の整備等の検討を行う。

3. 財政

令和2年度は、コロナ禍での弓道事業の中止という事態により、審査会事業収入減となり大幅な赤字が見込まれ、本連盟が審査収入以外に大きな収入源を持たない体質の弱さが明らかになった。

令和3年度は、収益増を図るために、中期的展望を持ち、審査料の改定、分担金の見直し、事業における受益者負担の在り方、及び寄付金の募集等を検討・実施する。

一方で、費用の効率的な運用、及び適正化に取り組み、収支の改善方策の実現、及び財政基盤の健全化を図る。

4. 地連との対話

コロナ禍が続く中、地連との意思疎通がますます重要となっている。本連盟との意思疎通が滞ることがないように、地連関係者の皆様にも積極的に意思疎通を図っていただくよう協力をお願いする。

また、オンライン会議の開催等も検討する。

5. 中期計画

公益法人、及び中央競技団体（NF）からの要請、及び改革大綱での課題を踏まえ、中期の事業計画、及び財務計画の策定を行う。

【事業内容】

I. 弓道事業の運営

1. 弓道事業の運営（講習会・大会・審査会）

<令和2年度の総括>

- (1) 令和2年度の事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業規模を縮小して実施した他団体と共催の一部の事業を除き、全事業を中止した。
- (2) 大会については、他団体との共催事業を縮小して実施した一部の事業を除き、中止とした。
一方で、コロナ禍における大会の新たな方式として、地連対抗の「全国オンライン弓道交流大会」を開催した。※参加31地連
- (3) 審査会については、上期は中央、及び加盟団体（地連）に委託して実施する審査事業（地方審査会・連合審査会）を全て中止としたが、下期は新型コロナ感染防止対策を施した事業展開を計画し、ビデオ審査会（高校生以下の式段まで）と五段までの地方審査会では都道府県を跨がない事業対策をもって実施した。
また、新型コロナ感染症の拡大防止対策ガイドラインの発出、及び注意喚起を行った。

<令和3年度事業内容>

- (1) 原則として従来全ての弓道事業（講習会・大会・審査会）を実施する。
また、新型コロナウイルス感染対策事業として、全ての事業実施にあたり、会員や関係者の安全を優先する。
- (2) 講習会については、指導方針に公益性、及び矢羽の倫理性に関する内容を新たに加えた講習体制により実施する。
また、コロナ禍での対策として、従来形態の実施はせず、開催は連合会単位で人数制限や時間制限（移動時間も考慮）し、各連合会の実態に合わせて、18地区（連合会内において2~4地連単位）で実施する。
- (3) 大会については、他団体との共催事業である全国高等学校弓道選抜大会、全国大学弓道選抜大会は共催の立場で支援を行い、実施、及び中止の判断は、当該団体との協議により対応する。
全国中学生弓道大会は、会期が東京オリンピック・パラリンピックの競技期間と重なるため、令和3年度は愛知県名古屋市において実施する。
全日本少年少女弓道錬成大会（日本武道館と共催）、及び都道府県対抗弓道大会については、会場となる日本武道館の使用ができないことから開催しない。
また、コロナ禍での対策として、以下のとおり、参加者縮小、及び開催期間短縮等を行う。

<本連盟が主催して開催する事業>

- ①全日本弓道大会（通信大会／各都道府県にて分散開催）
- ②全日本男子弓道選手権大会・全日本女子弓道選手権大会（参加者縮小、開催期間短縮）
- ③全日本弓道遠的選手権大会（参加者縮小、開催期間短縮）
- ④全国中学生弓道大会（参加者縮小）
- ⑤明治神宮奉納全国弓道大会（参加者制限）

<他団体が主体となって実施する共催事業>

- ⑥全国高等学校弓道選抜大会（分散、参加者縮小、オンライン検討）
- ⑦全国大学弓道選抜大会（予選オンライン）
- ⑧国民体育大会・弓道競技（事業運営検討）
- ⑨全日本教職員弓道選手権大会
- ⑩全日本勤労者弓道選手権大会（参加チーム数縮小）
- ⑪全国高等学校弓道大会（全国高等学校総合体育大会弓道競技大会）

- (4) 審査会については、公平性、及び公正性の観点から、中央審査委員と中央講師の分業（兼務禁止）を行う。中央審査会における学科試験のレポート化、及び中央審査委員の評価導入等について、令和3年度の実行方策に基づき、実施する。

海外における活動状況を調査し、ビデオ審査の開催について検討する。

また、コロナ禍での対策として、過去の受審者数の実績を基に、連合会を更に分割し、1審査会場（1射場）当り130名前後となるよう審査種別（八段・七段・六段・教士・錬士）を分け、実施するよう計画し、審査事業コロナ禍感染防止対策ガイドラインに基づき、受審者・審査委員・運営役員等が、日帰り対応出来るように開催する。特別臨時中央審査会（53回）

- (5) 令和3年度は、弓道事業の財源確保に関し、収入増、ならびに経費節減のための検討を行い、実行する（4頁、4. 収支計画の考え方（財務の取り組み骨子））。

2. 普及振興事業

令和3年度は、コロナ禍での活動状況や事業の実施状況を注視しながら、弓道の普及振興に関する助成事業を実施する。

- (1) 全国的な競技会への支援

加盟団体、地域連合会、及び各種団体が実施する競技会への大会賞品、及び賞状等の交付・支援を行う。

- (2) 加盟団体・地域連合会への助成

- ①ジュニア普及振興事業への助成
- ②全国9地区連合会への助成（地域別助成金）
- ③各地区女子弓道大会（東・中・西）への助成

- (3) 次世代を対象とした助成・支援

- ①全日本学生弓道連盟への助成
- ②公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道専門部への助成
- ③中学校武道必修化に係わる弓具支援

- (4) 国際弓道連盟への助成金の交付は、本年度は国際的な弓道活動が行われる見通しが無いため、行わない。

3. 『弓道教本』第1巻の修正

『弓道教本』第1巻の①誤字・脱字、仮名遣い等を見直す。②写真劣化の対応として、デジタル化補正印刷の検討を行い、末巻に下記事項を付録記載し、本年度内の発刊を目指す。

- (1) 公益性、倫理性の意義
- (2) 本連盟としての矢羽に関する基本の考え方

II. 公益法人の運営

1. スポーツ団体ガバナンスコード、コンプライアンスの地連への構築

- (1) スポーツ団体ガバナンスコードの実現（別紙：資料No.1-2による）
- (2) コンプライアンスの徹底
※内部通報窓口制度の設置（本連盟の自浄作用の機能向上を図る）
- (3) 公益法人としての多様性の実現＝公益法人として、中期計画の策定において検討する。
 - ①多方面の弓道関係者（本連盟および加盟団体以外）との連携のあり方
 - ②弓道関係者以外の多岐にわたるステークホルダーとの連携のあり方
 - ③多様性への対応
- (4) 諸会議の運営、及び加盟団体との情報共有の強化・充実
 - ①諸会議の運営
本年度もコロナ禍対応として引き続きオンライン方式での会議の開催に努める。
 - ②情報共有の強化・充実
本年度も情報の伝達手段の「会報」を発行し、本連盟と加盟団体との情報共有を図る。

2. 中期計画の策定

公益法人、及び中央競技団体（NF）からの要請、及び改革大綱で謳われている中期計画策定の必要性を踏まえ、中期の事業計画、及び財務計画の策定を行う。

策定に当たっては、設定期間は5年程度とし、地連と連携を図り、進めていく。進め方は別紙：資料No.1-3による。

また、弓道事業の発展を軸とし、主要テーマは以下のとおりとする。

- ①弓道指導者の育成・補強（指導者資質向上研修の在り方）
- ②弓道人口の拡充
（初心者拡充のため地連への弓道教室開催の協力要請、ジュニア対策、施設の拡充含む）
- ③財政基盤の強化
- ④スポーツ団体ガバナンスコードの要件適合
- ⑤国際普及（講習会・審査会の方策検討）

3. 公益法人としての社会的還元・貢献、及び責任

中期計画の策定において検討する。

- (1) 弓道を通じた社会還元・貢献に関する活動
 - ①弓道修練を通じた人材の育成・輩出
 - ②社会還元
 - ③社会貢献
- (2) 弓道活動における安全管理の強化
- (3) 矢羽問題に関する啓発・再発の防止に関する具体策の検討
- (4) 外部広報
 - ①広報誌（月刊）の刊行
 - ②HPの運用（情報の発信）
 - ③指導書等の作成・頒布
 - ④競技会のライブ配信、メディアへの対応の検討

4. 収支計画の考え方（財務の取り組み骨子）

本連盟の財政は、令和2年度、コロナ禍の中、事業の中止等でほとんどの事業収入がなく、およそ2億円の資産減少が想定される。本年度の弓道事業は、新型コロナウイルス感染対策事業として開催し、一定の収入を見込んでいるが、感染拡大の状況によっては、財政面での不安は否めない。

令和3年度は、赤字回復を念頭に、収入の増加、及び費用の圧縮を検討する。収益増を図るため、審査料の改定、分担金の見直し、事業の受益者負担の在り方、及び寄付金の募集等を検討していく。

一方で、費用の効率的な運用、及び財務適正化に取り組み、各事業費用、旅費交通費の削減、及び管理費の見直し・適正化等、効率的な運用を検討する。

5. 組織体制の強化

(1) 理事会

令和3年度は理事の改選を迎えるが、公益法人としての課題や活動、本連盟が実施する各種の事業推進にあたり、高い専門性を有する人材を登用し強固な組織づくりを目指す。

(2) 事務局体制

令和2年度に引き続き、地連・連合会・委員会との情報の共有化等、迅速性・正確性の向上を目指す。コロナ禍の中テレワーク、及び在宅勤務の基盤整備・効率化を目指す。

令和3年度 公益財団法人全日本弓道連盟 行事計画

凡例：●競技会、▲審査会、◆講習会・研修会

令和3年3月15日現在

開催期日		名称	開催地	備考
4月	11日	▲【南関東第2地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
4月	17日・18日	▲【九州第1地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	17日：教士、18日：錬士
4月	25日	▲【北関東第1地区】特別臨時中央審査会	埼玉県さいたま市・上尾市	六段、教士
4月	29日	▲【南関東第4地区】特別臨時中央審査会	中央道場	七段
4月	4月24日～5月9日	●全日本弓道大会	都道府県弓道連盟	通信大会
5月	3日	▲【近畿第1地区】特別臨時中央審査会	滋賀県大津市・京都府京都市	大津：六段、京都：七段・八段
5月	9日	◆【東北地区】中央講習会	山形県山形市	
5月	9日	◆【北信越地区】中央講習会	新潟県上越市	
5月	15日	◆【北海道地区】中央講習会	北海道旭川市	午後のみ
5月	15日・16日	▲【東北地区】特別臨時中央審査会	宮城県仙台市	15日：七段・錬士、16日：六段・教士
5月	16日	◆【北海道地区】中央講習会	北海道北見市	午後のみ
5月	16日	◆【北信越地区】中央講習会	福井県福井市	
5月	23日	▲【南関東第1地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	中央：六段、横浜：八段
5月	23日	▲【九州第2地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	六段・七段
5月	23日	◆【東北地区】中央講習会	青森県弘前市	
5月	23日	◆【東海地区】中央講習会	愛知県名古屋市	
5月	29日	◆【北海道地区】中央講習会	北海道苫小牧市	
5月	29日・30日	▲【北関東第2地区】特別臨時中央審査会	埼玉県上尾市	29日七段・錬士、30日錬士
5月	29日・30日	▲【学生】特別臨時中央審査会	中央道場	初段～五段
5月	30日	◆【四国地区】中央講習会	高知県高知市	
6月	4日～6日	●全日本勤労者弓道選手権大会	栃木県宇都宮市	
6月	5日・6日	▲【近畿第2地区】特別臨時中央審査会	京都府京都市・大阪府大阪市	5日：教士（大阪）、6日：錬士（京都・大阪）
6月	12日・13日	▲【北信越地区】特別臨時中央審査会	長野県長野市	12日：六段・七段・教士、13日：錬士
6月	13日	◆【中国地区】中央講習会	岡山県倉敷市	
6月	13日	◆【中国地区】中央講習会	島根県松江市	
6月	19日・20日	▲【北海道地区】特別臨時中央審査会	北海道帯広市	19日：六段・錬士、20日：七段・教士
6月	20日	◆【近畿地区】中央講習会	大阪府吹田市	
6月	20日	◆【近畿地区】中央講習会	兵庫県明石市	
6月	20日	◆【九州地区】中央講習会	福岡県福岡市	
6月	20日	◆【九州地区】中央講習会	佐賀県佐賀市	
6月	20日	◆【九州地区】中央講習会	宮崎県都城市	
6月	26日・27日	▲【中国地区】特別臨時中央審査会	広島県広島市	26日：七段・錬士、27日：六段・教士
6月	26日・27日	●全国大学弓道選抜大会	中央道場	
7月	4日	▲【北関東第2地区】特別臨時中央審査会	埼玉県さいたま市・上尾市	錬士・七段
7月	11日	▲【東北地区】特別臨時中央審査会	岩手県盛岡市・花巻市	六段・七段、錬士・教士
7月	18日	▲【南関東第1地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	中央：六段、横浜：八段
7・8月	29日～8月1日	●全国高等学校弓道大会	新潟県上越市	
8月	1日	▲【四国地区】特別臨時中央審査会	徳島県徳島市	六段・七段、錬士・教士
8月	7日・8日	▲【近畿第2地区】特別臨時中央審査会	滋賀県大津市・京都府京都市	7日：教士（大津）、8日：錬士（大津・京都）
8月	8日	▲【南関東第2地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
8月	10日・11日	●全日本教職員弓道選手権大会	鳥取県米子市	
8月	11日・12日	●全国中学生弓道大会	愛知県名古屋市	
8月	15日	▲【南関東第3地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
8月	28日・29日	▲【北海道地区】特別臨時中央審査会	北海道札幌市	28日：六段・錬士、29日：七段・教士
8月	29日	▲【東海第2地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	錬士・七段

9月	4日・5日	▲	【北信越地区】特別臨時中央審査会	石川県金沢市	4日：六段・七段・教士、5日：錬士
9月	19日	●	全日本近的（男子・女子）弓道選手権大会	中央道場	
9月	25日	▲	【東北地区】特別臨時中央審査会	宮城県仙台市	六段・七段、錬士・教士
9月	25日・26日	▲	【北関東第1地区】特別臨時中央審査会	埼玉県上尾市	25日：六段、26日：教士
9月	26日	▲	【東海第1地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	六段、教士
9月	26日～29日	●	国民体育大会弓道競技会	三重県名張市	
10月	2日・3日	▲	【九州第1地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	2日：教士、3日：錬士
10月	9日・10日	▲	【中国地区】特別臨時中央審査会	広島県広島市	9日：七段・錬士、10日：六段・教士
10月	16日・17日	▲	【北海道地区】特別臨時中央審査会	北海道千歳市	16日：六段・錬士、17日：七段・教士
10月	16日・17日	▲	【北信越地区】特別臨時中央審査会	富山県富山市	16日：六段・七段・教士、17日：錬士
10月	17日	▲	【近畿第1地区】特別臨時中央審査会	滋賀県大津市・京都府京都市	大津：六段、京都：七段・八段
10月	24日	▲	【南関東第3地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
10月	31日	●	全日本弓道遠の選手権大会	中央道場	
11月	3日	●	明治神宮奉納全国弓道大会	中央道場	
11月	3日	▲	【東海第2地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	七段、錬士
11月	7日	▲	【南関東第4地区】特別臨時中央審査会	中央道場	七段
11月	13日・14日	▲	【近畿第2地区】特別臨時中央審査会	滋賀県大津市・京都府京都市	13日：教士（京都）錬士（大津）、14日：錬士（大津）
11月	21日	▲	【東海第1地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	六段、教士
11月	21日	◆	【関東地区】中央講習会	中央道場	
11月	23日	◆	【関東地区】中央講習会	埼玉県上尾市	
11月	27日・28日	▲	【学生】特別臨時中央審査会	中央道場	初段～五段
11月	28日	▲	【近畿第1地区】特別臨時中央審査会	滋賀県大津市・京都府京都市	大津：六段、京都：七段・八段
11月	28日（日）	▲	【九州第2地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	六段・七段
12月	12日	▲	【四国地区】特別臨時中央審査会	香川県高松市	六段・七段、錬士・教士
12月	24日～26日	●	全国高等学校弓道選抜大会	茨城県水戸市	
12月	25日・26日	▲	【北関東第2地区】特別臨時中央審査会	埼玉県上尾市	25：錬士・七段、26日：錬士
1月	16日	▲	【南関東第1地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	中央：六段、横浜：八段
1月	22日・23日	▲	【北関東第1地区】特別臨時中央審査会	埼玉県上尾市	22日：六段、23日：教士
1月	30日	▲	【南関東第2地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
2月	6日	▲	【東海第1地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	六段、教士
2月	13日	▲	【南関東第3地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
2月	18日～20日	◆	全国弓道指導者研修会	千葉県勝浦市	
2月	19日・20日	▲	【中国地区】特別臨時中央審査会	広島県広島市	19日：七段・錬士、20日：六段・教士
2月	27日	▲	【東海第2地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	七段、錬士
3月	5日・6日	▲	【九州第1地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	5日：教士、6日：錬士
3月	13日	▲	【四国地区】特別臨時中央審査会	香川県高松市	六段・七段、錬士・教士
3月	20日	▲	【南関東第4地区】特別臨時中央審査会	中央道場	七段
3月	20日	▲	【九州第2地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	六段・七段

公益財団法人全日本弓道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.kyudo.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>〈ア〉当連盟平成25年3月の理事会決議を得て、当連盟が進むべき方針を取り纏めた改革大綱（平成25年制定、平成28年及び令和元年一部改訂）をウェブサイトにて公表している。</p> <p>〈イ〉当連盟令和2年7月の理事会決議を得て、令和2年度を起点とし、令和2年度以降、中期的に取り組むべき課題を組み込んだ令和2年度事業計画を策定し、ウェブサイトにて公表している。</p> <p>〈ウ〉令和3年度中に中長期計画を策定することとしている。</p>	改革大綱、令和2年度事業計画
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>〈ア〉前述原則1 (1) 〈ア〉のとおり、改革大綱に整理し、公表している。</p> <p>〈イ〉計画は今後、見直しを行っていきたい。</p>	改革大綱、令和2年度事業計画
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>〈ア〉当連盟の財務管理体制の強化として公認会計士を起用し、公益法人の財務三基準について、順守可能な体制を構築している。</p> <p>〈イ〉期中において、四半期ごとに予算執行状況をはじめとする財務管理を行い、年度単位で必要な検討を行う等、財務の健全性を確保するための対応を行っている。</p> <p>〈ウ〉財務構造の再構築をはじめとする財務の健全性確保に関する方針を令和2年度収支計画において示し、具体策は中期事業計画の策定と並行して検討する計画としている。</p>	令和2年度収支計画

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>〈ア〉令和元年度の役員改選から、理事定数を25名から15名に変更した。定数削減前は加盟団体から構成される9ブロックの代表者枠を設けていたが、定数削減後は弓道関係者は6名以内、学識経験者（法律、財務、ガバナンス等の知識を有する者）を9名以内とし、一般法人法及び認定法並びに公益認定要件に精通している理事が中心となる構成となった。</p> <p>〈イ〉現状、外部理事の割合が60%、女性理事の割合が20%である。なお、学識経験者として就任した者に限り、当該者が関係団体等の関係を有する場合であっても、当該者が有する高度な知見または専門性に期待し選任したものであり、関係団体との関係性に期待し選任したものではないことから、外部理事に該当するものとして整理している。</p> <p>〈ウ〉女性理事の割合については、当連盟における女性会員の比率や、諸活動への参加状況によって今後、検討していきたい。</p>	理事、監事名簿、理事選任規則
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>〈ア〉令和元年度の役員改選から、評議員定数を47名から15名に変更した。定数削減前は47加盟団体の代表者枠を設けていたが、定数削減後は弓道関係者は6名以内、学識経験者（法律、財務、ガバナンス等の知識を有する者）を9名とし、一般法人法及び認定法並びに公益認定要件に精通している評議員が中心となる構成となった。</p> <p>〈イ〉現状、外部評議員の割合が60%、女性評議員の割合が7%である。</p> <p>〈ウ〉女性評議員の割合については、当連盟における女性会員の比率や、諸活動への参加状況によって今後、検討していきたい。</p>	評議員名簿、評議員選任規則
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>〈ア〉現在、アスリート委員会は設置していない。</p> <p>〈イ〉大会参加者へのアンケート調査を行うなど、競技者の意見を反映するための方策を講じている。</p> <p>〈ウ〉今後、アスリート委員会設置の要否について検討していきたい。</p>	組織図

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>〈ア〉 令和元年度の役員改選時に、理事定数を25名から10名以上15名以内とした。</p> <p>〈イ〉 各委員会等の実効性を高めるため、各委員会等には理事を複数名を配置している。</p> <p>〈ウ〉 山積する課題解決のため理事会のあり方を検討していきたい。</p>	定款、理事名簿、組織図、委員会名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<p>〈ア〉 現状、役員定年制に関する定め（平成25年4月4日施行）として、就任時75歳未満と定めている。この定めは学識経験者選出の理事にも適用しており、新陳代謝を図るものと認識している。</p>	理事選任規則
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>〈ア〉 現状、10年超に関する再任を制限するルール、規則、規程はない。</p> <p>〈イ〉 改革大綱には、定年制の導入について記載している（会長：77歳（就任時75歳）まで、かつ4期8年まで、副会長：77歳（就任時75歳）まで、かつ4期8年まで、理事：77歳（就任時75歳）まで）。</p> <p>〈ウ〉 公益財団法人移行後、現状で10年の在任期間を超える役員は存在しない。</p>	理事選任規則、改革大綱
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<p>〈ア〉 独立した評議員会の諮問委員会として評議員、理事及び監事候補選考委員会を設置している。</p> <p>〈イ〉 選考委員会の構成員には有識者を配置している。</p>	評議員候補選出委員会規則、理事候補選出委員会規則、監事候補選出委員会規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>〈ア〉本連盟の評議員、理事・監事、名誉会長等、委員会委員、審査委員、審判委員、講師、及び職員その他の弓道関係者については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として関係法令及び本連盟の定款その他の規程、内規等を遵守し、本連盟の業務にあたるとともに社会的規範に悖る行動をしない旨を記載し、懲戒規程で違反した際の処分等について定めている。</p> <p>〈イ〉さらに職員については、服務規程第8条で当連盟諸規程を遵守する旨を記載し、同第46条で違反した際の懲戒について別途定めている。</p>	定款、倫理規程、倫理に関するガイドライン、懲戒規程、服務規程、コンプライアンス委員会規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	〈ア〉定款をはじめ、各種規程を整備している。	定款、評議員会運営規程、理事会運営規程、委員会規程、加盟団体地域連合会規程、経理規程、監事監査規程、職務権限規程、懲戒規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	〈ア〉各種規程等を整備している。	服務規程、処務規程、加盟団体及び会員等の遵守規程、個人情報保護規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	〈ア〉「定款」、役員に関する「役員及び評議員等の報酬、費用並びに謝金に関する規程」「旅費規程」及び事務局職員の給与等に関する「給与規程」「旅費規程」を整備している。	「定款」、役員及び評議員等の報酬、費用並びに謝金に関する規程、給与規程、旅費規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	〈ア〉 定款第3章（第5～9条）において本連盟の資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。	定款、経理規程、資金運用に関する内規、特定費用準備資金取扱規則
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	〈ア〉 財政的基盤を確保するための規程を整備している。	加盟団体分担金規程、特別賛助会員顕彰規程、寄附金等取扱規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	〈ア〉 代表選手の選考に関する規程、その他選手の加盟団体での選考及び権利保護に関する規程はない。 〈イ〉 4年に一度開催される世界弓道大会へ日本代表選手を派遣するための選考方法については、実施要項に明記している。第3回世界弓道大会〔東京〕日本団体代表選考会実施要項及び選考結果はウェブサイトにて公表している。	第3回世界弓道大会〔東京〕日本団体代表選考会実施要項
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	〈ア〉 審判委員、審査委員及び講師は、公認資格認定規程、競技規則、審査規程及び、講習会規程に基づき、有資格者から、公平かつ合理的に選考している。 〈イ〉 選考に関する規定は制定していないが、公正性を確保するため手続きを経て選考している。	公認資格認定規程、競技規則、審査規程、講習会規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	〈ア〉 弁護士への相談ルートは確保できており、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保している。	弁護士事務所、公認会計士事務所及び税理士事務所との契約

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	〈ア〉 令和2年5月の理事会決議を得て、コンプライアンス委員会（女性委員1名、オブザーバー1名を含む計6名）」を設置。	コンプライアンス委員会規程、コンプライアンス委員会の設置理事会議事録、組織図、委員名簿、過去の同委員会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>〈ア〉 下記のメンバーによりコンプライアンス委員会を編成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業法務等の経験が豊富なコンプライアンスに精通している理事 ②法律の専門家である弁護士 ③学識経験者の女性理事 ④弓道に精通している高位・高段者 ⑤オブザーバーとして監事〈公認会計士〉 	コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>〈ア〉 役員へは就任時に公益法人の役割等のコンプライアンス教育を行っている。</p> <p>〈イ〉 今後コンプライアンス委員会で体系的なコンプライアンス教育の実施を検討する。</p>	説明会資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>〈ア〉 コンプライアンス教育の一環として、全日本選手権大会参加選手には毎年アンチ・ドーピングの研修を行っている。</p> <p>〈イ〉 コンプライアンス教育の一環として、本連盟主催行事で主催者挨拶時にパウハラ・セクハラの注意喚起などを参加者に対して行っている。</p> <p>〈ウ〉 指導者の研修会においてスポーツ仲裁機構から講師を招き、研修を行っている。</p> <p>〈エ〉 今後コンプライアンス委員会で体系的なコンプライアンス教育の実施を検討する。</p>	研修会資料、月刊「弓道」写し

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>〈ア〉本連盟では指導者資格と審判委員資格を同じカリキュラムで認定しており、上記〈ウ〉と同様の研修を行っている。</p> <p>〈イ〉今後コンプライアンス委員会で体系的なコンプライアンス教育の実施を検討する。</p>	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること	<p>〈ア〉執行部及び事務局は、弁護士、公認会計士、税理士のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築している。</p>	<p>弁護士事務所、公認会計士事務所及び税理士事務所との契約</p>
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>〈ア〉公正な会計原則及び公益法人の財務三基準を遵守している。</p> <p>〈イ〉当連盟監事には専門性〈公認会計士・弁護士〉を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。</p> <p>〈ウ〉財務・経理書類の原案作成に当たっては、公認会計士及び、税理士のサポートを受けている。</p>	<p>定款、経理規程、資金運用に関する内規、特定費用準備資金取扱規則、監事名簿</p>
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>〈ア〉助成元における要項等の定めに沿って、適切に処理を行っている。</p> <p>〈イ〉倫理規程第4条〈第5項〉において補助金、助成金等の経理処理に関し、遵守事項として定めている。</p>	<p>倫理規程</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>〈ア〉 公益法人認定法に基づき〈公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類について〉事業所に備置し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p>〈イ〉 備え置き書類については閲覧者が確認を行いやすいよう整理する。</p> <p>〈ウ〉 必要な書類はウェブサイトにて開示している。</p>	令和元年度決算報告書、令和2年度収支予算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	〈ア〉 選手選考については、世界弓道大会日本団体代表選考会実施要項及び選考結果をウェブサイト及び広報誌にて開示している。	第3回世界弓道大会〔東京〕日本団体代表選考会実施要項、月刊「弓道」
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	〈ア〉 令和3年3月に当連盟ウェブサイトにて公表。	当連盟ウェブサイト
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>〈ア〉 利益相反取引が発生する場合は、理事会運営規程に基づき、理事会にて承認を得ることとしている。</p> <p>〈イ〉 理事会運営規程第16条にて、理事が取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を明示して理事会の承認を得るものとする。とし、利益相反取引を適切に管理している。</p> <p>〈ウ〉 役員〈理事・監事・評議員〉就任時に承諾書及び誓約書を取っている。</p> <p>〈エ〉 本連盟倫理規程第4第4項において「日常の行動について、公私の別を明らかにし、本連盟の職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならないこと。」と定めている。</p>	理事会運営規程、承諾書及び誓約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	〈ア〉 上記のとおり利益相反ポリシーと同様主旨内容の定めがあり、実際の組織運営・業務運営上も利益相反に常に留意している。	理事会運営規程、承諾書及び誓約書
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	〈ア〉 平成25年3月に相談窓口を設置し、当連盟ウェブサイトで窓口設置を周知し、専用アドレスを設けて対応してきた。 〈イ〉 相談窓口は守秘義務を課した限られた職員で受付をし、外部の弁護士により対応をしている。 〈ウ〉 令和2年6月にコンプライアンス委員会が設置され、その管理下で制度の検証と必要に応じ見直しを行うこととしている。	倫理に関するガイドライン、懲戒規程、当連盟ウェブサイト
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	〈ア〉 上記のとおり通報制度の窓口は弁護士が一次対応をしているほか、コンプライアンス委員会は学識経験者を中心とした体制で構成されており、運用されている。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	〈ア〉 加盟団体及び会員等の遵守規程において加盟団体や会員の禁止行為を定めている。 〈イ〉 平成26年9月に懲戒規程を制定し、具体的な禁止行為や違反した際の処分に関する全般的な手続を定め、当連盟ウェブサイトで公開している。	加盟団体及び会員等の遵守規程、懲戒規程、倫理委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	〈ア〉懲戒規程に基づく懲戒（処分）手続の審査は倫理委員会で行っている。倫理委員会は外部の弁護士を中心に、弓道の専門的知識を持つ者も加えて編成されており、中立性と専門性を有している。	懲戒規程、倫理委員会規程、倫理委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	〈ア〉日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるような自動応諾条項は現在定めていない。 〈イ〉スポーツ仲裁機構の取り扱う事例について、本連盟の係争に馴染まない案件もあることから、今後自動応諾条項を定めるかの可否を含めて検討を行う。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	〈ア〉現在のところ日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用が可能であることを通知していないが、今後処分対象者が発生した場合は、通知を行う。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	〈ア〉危機管理マニュアルとして取り纏め、策定することは行っていない。 〈イ〉不祥事が発生した場合には、弁護士への相談ルートや、執行部・理事会と倫理委員会での懲戒手続きなどこれを解決するためのプロセスが構築されている。 〈ウ〉今後危機管理マニュアルとして策定するか検討課題としたい。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	〈ア〉 過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しない	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	〈ア〉 過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しないが、外部調査委員会を設置する場合は審査項目〈委員の構成〉を参考としたい。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	〈ア〉 加盟団体及び会員等の遵守規程、第6条にて、本連盟は、加盟団体又はその会員がこの規程に違反すると認めるときは、当該団体等に注意を与え、連盟主催の事業への参加を禁止することができる。と定めている。 また、加盟団体分担金規程により加盟団体の義務等について定めている。 〈イ〉 加盟団体に対して書面調査やヒアリングなどを行い、情報収集にあたりとともに指導を行っている。 〈ウ〉 年に1回、加盟団体の長や事務担当者を招集し、意見交換や指導を行っている。 〈エ〉 審査会事業について業務委託契約書に基づき、管理及び、指導を行っている。	コンプライアンス委員会規程、加盟団体分担金規程、審査規程、審査業務委託契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>〈ア〉 公益財団法人に相応しいガバナンス充実に向け、当連盟と加盟団体とで相談しながら進めていくこととしている。</p> <p>〈イ〉 令和元年度実施の加盟団体業務の調査結果の概要にて、スポーツ団体ガバナンスコードの対応を当連盟は中央競技団体向け版、地連は一般スポーツ団体向け版を当面の組織運営のガイドラインとし、ガバナンスの確保を実現するための取り組み計画を策定し、それに沿って計画を実行していくことを考えている。</p> <p>〈ウ〉 都道府県連盟等に対しては、理事会・総会の議事録、通達、広報誌等で、方針の伝達や、啓蒙を行っている。また、競技規則、各種運営要領を作成し、頒布している。</p>	定款、加盟団体及び会員等の遵守規程、加盟団体分担金規程

中期計画策定の進め方について

I. 中期計画策定の考え方

令和2年度の事業計画で年度内に策定することとしていたが、令和2年度はコロナ禍への対応、審査の方策の見直し、矢羽問題への対処、令和3年度のコロナ禍における事業の実施等の重要課題への対応を優先し、計画を延期した。

一方でスポーツ団体ガバナンスコードにおける中期計画策定の要請や改革大綱での中期計画作成の課題を踏まえ、本年度中に中期計画策定の方針や骨格、進め方等を定め、次年度に中期計画を策定することとした。

※第7回理事会報告事項

II. 中期計画の策定について

1. 中期計画の目的・性格

連盟の将来の発展の道筋、運営（経営や業務）の指針であること

2. 中期計画の必要性

(1) 連盟が計画をつくる意義

①連盟が中長期計画として位置付ける改革大綱の実行にあたり、課題の絞り込みを行い、中長期の視点でより具体的な組織運営や課題への取り組みができる。

②計画を通じて連盟と会員（加盟団体）間で状況や目標の認識が共有化され、連携や協働が進む。

(2) 外部（社会）からの要求への対応

①スポーツ庁・スポーツ団体ガバナンスコードの要件への対応

（SGC では中長期基本計画に基づく組織の運営や課題への取り組みが要求されている）

②公益法人の組織運営に関する監督官庁の指導

3. 中期計画策定の骨格

(1) 弓道事業の発展を軸とした中期計画であること。

(2) 改革大綱に掲げる課題を土台とすること。

(3) 中期計画の個々のテーマに関し、具体的な目標値を明示すること。

(4) 中期計画策定における重点テーマは以下であること。

①弓道指導者の育成・補強

②弓道人口の拡充（ジュニア対策、施設の拡充含む）

③財政基盤の強化

④スポーツ団体ガバナンスコードの要件

⑤国際普及

(5) 中期計画として設定する目標期間は5年程度であること。

→上記5つの事項を踏まえ、令和3年度中に検討～策定の上、財務計画に落とし込む。

4. 中期計画策定の進め方

中期計画の策定は、弓道運営委員会（弓道事業関連）、組織運営部会（外部からの要請事項関連）、財務部会を中心に、各地連の意見も聞きつつ取り纏める。

以上

令和3年度 収支計画（案）

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

令和3年度収支計画（案）の構成

I. 令和3年度収支計画策定の考え方

II. 令和3年度収支予算（案）

1. 収支予算試算
2. 令和3年度の課題への対策と収益増対策を織り込んだ収支予算（案）
3. 令和3年度収支予算の方針の確認および決議いただきたい事項

I. 令和3年度収支計画策定の考え方

1. 本連盟の財政は、令和2年度、コロナ禍の中、事業の中止等でほとんどの事業収入がなく、およそ2億円の資産減少が想定される。令和3年度の弓道事業は、新型コロナウイルス感染対策事業として開催し、一定の収入を見込んでいるが、感染拡大の状況によっては、財政面での不安は否めない。
2. 令和3年度は、赤字回復を念頭に、収入の増加、及び費用の圧縮を検討する。収益増を図るため、審査料の改定、分担金の見直し、事業の受益者負担の在り方、及び寄付金の募集等を検討・実施していく。
3. 費用の効率的な運用、及び財務適正化に取り組み、各事業費用、旅費交通費の削減、及び管理費の見直し・主催行事の費用の適正化等、効率的な運用を検討・実施する。
4. 以上により令和3年度の収支均衡（黒字化）、弓道事業の円滑な運営、令和2年度の赤字回復を図る。

II. 令和3年度収支予算（案）

1. 収支予算試算

(1) 行事を従来の実施形態で行った場合の収支

講習会、競技会、審査会を主体とした弓道事業の実施に関し、従来の実施形態による収益および費用を勘案し策定した。コロナ禍による事業ごとの参加人数の制限などにより通常の事業収益が望めない一方で、費用はほぼ従来どおりとなるため、収支差額は△92,000千円強となる。

(2) 講習、収益増対策、費用圧縮対策を織り込んだ収支

競技など行事について、受益者負担の考え方を基本にした参加料、受講料の改定を行う、弓道教本の修正版の発刊、等による収入増対策を織り込む。コロナ感染対策の実施による事業規模の見直し、行事形態の見直しによる経費削減、旅費交通費、管理費の削減などによる費用圧縮を織り込んだ収支は△41,000千円程度になる。

1) 収益増対策の織り込み

- ① 競技会の参加料見直しおよび新設
- ② 講習会の受講料見直し
- ③ 『弓道教本』（第1巻）・修正版の発刊による売上増等

2) 費用圧縮の織り込み

- ① 事業規模の縮小
- ② 旅費交通費の縮小（中央委員の移動距離短縮による）
- ③ 支払報酬料の縮小（弁護士費用）
- ④ 全国高等学校弓道選抜大会、全国大学弓道選抜大会の共催運営等

2. 令和3年度の課題への対策と収益増対策を織り込んだ収支予算（案）

(1) 課題への対策

- ① 令和3年度収支予算の赤字の解消（△41,000千円）
- ② 運営係員・日当、中央委員・謝金の改定

予て改定の検討が必要な課題となっていたが、コロナ禍において円滑に主催行事を進めるためには、運営係員などの負担を少しでも軽減することが必要であり、運営係

員・日当、中央委員・謝金の改定を行う。

EX：10,000千円の仮置き（4千円→6千円・50%増／仮置き）

③令和2年度 2億円減の回復

コロナの先行き不透明な中で、昨年度並みの状況となると、連盟資産は債務超過となる危険な状況にある。連盟行事の継続のためには昨年度の赤字を早期に解消する必要がある。

特別費用準備資金（30,000千円）の積立（仮置き）

(2) 収入増の対策

①分担金の増額（40,000千円 → 80,000千円／1人1千円を2千円）

……令和3年4月から実施

②審査料・登録料の改定

……4月から検討を行い、下期から適用する。

予算上は40,000千円増仮置き（1.5倍）

以上の課題への対策および収支増の対応を織り込んだ収支予算(案)は、資料No.2-3を参照。

<令和3年度収支予算・総括>

(1) 事業活動収支

収入	=	427	百万円
支出	=	431	百万円
収支差額	=	△4	百万円

<会計別>

①公益目的事業会計

収入	=	382	百万円
支出	=	397	百万円
収支差額	=	△15	百万円

②法人会計

収入	=	44	百万円
支出	=	33	百万円
収支差額	=	11	百万円

(2) 投資活動収支（特定費用準備資金）

収入	=	34	百万円（取崩収入）
支出	=	30	百万円（取得支出）
収支差額	=	4	百万円

(3) 法人全体

収入	=	461	百万円
支出	=	461	百万円
収支差額	=	0	百万円

※財務3基準への適合は別紙・参考資料として配付。

3. 令和3年度収支予算の方針の確認および決議いただきたい事項
上記予算の実行にあたり、以下の方針の確認と決議をいただきたい。

(1) 事業実施に関わる受益者負担の考え方。(方針の確認)

(2) 分担金の増額

従来の1,000円から2,000円に変更し、80,000千円の収益を見込む。(40,000千円増)

実績割額	均等割額	会員数に基づく額	分担金額(見込み)
5%	50千円	一般登録会員数×2千円	80,000千円

(3) 審査料・登録料の改定の検討開始

審査料および登録料の改定を下期から行うことの検討を開始する。

本予算案では、1.5倍程度の値上げを織り込んでいる。

(4) 運営係員・日当、中央委員・謝金の改定

上記(3) 審査料・登録料の改定の検討開始に併せ、運営係員・日当、中央委員・謝金の改定を行うことの検討を開始する。

本予算案では、1.5倍程度の改定を織り込んでいる。

(1) 行事を従来の実施形態で行った場合の収支試算

	公益目的事業	法人	全体
収支差額	-84,237	-8,707	-92,944
収入合計	327,423	24,500	351,923
支出合計	411,660	33,207	444,867



(2) 講習、収益増対策、費用圧縮対策を織り込んだ収支試算

	公益目的事業	法人	全体
収支差額	-32,994	-8,707	-41,701
収入合計	356,423	24,500	380,923
支出合計	389,417	33,207	422,624



(3) 令和3年度の課題への対策と収益増対策を織り込んだ収支(案)

	公益目的事業	法人	全体
収支差額	-11,293	11,293	0
収入合計	416,544	44,500	461,044
支出合計	427,837	33,207	461,044

【講習、収益増対策、費用圧縮対策を織り込んだ収益増の内容】

- ①競技会・参加料の見直し・新設
- ②講習会・受講料見直し
- ③『弓道教本』(第1巻・)修正版の発刊による売上等

【講習、収益増対策、費用圧縮対策を織り込んだ費用圧縮の内容】

- ①事業規模の縮小
- ②旅費交通費の縮小(移動距離短縮による)
- ③支払報酬料の縮小=弁護士費用等
- ④高校選抜、大学選抜の共催運営等

【令和3年度で検討・実行する収益増対策】

- ①分担金の増額(40,000千円→80,000千円)
- ②審査料・登録料の改定(下期から適用/40,000千円増・仮置き)

上記①②により80,000千円の収益増を見込む。

- ・分担金の増額は令和3年度から実行
- ・審査料・登録料の改定は、4月から検討を行い下期から適用

【令和3年度で検討・実行する課題への対策】

1. R3収支予算の赤字の解消。(約40,000千円)
2. 運営係員・日当、中央委員・謝金の改定(10,000千円) 50%増仮置き(現行4千円→6千円)
3. 2億円減の回復
……特定費用準備資金の積立(30,000千円)

公益財務計算

1. 収支相償

A.公益目的事業収益	382,544,600	令和3年度予算
B.公益目的事業費	398,624,262	
差引(A-B)		-16,079,662 …公益目的事業の経常費用 > 経常収益であり要件充足

公益目的事業費の調整

公益目的事業費（当期見込）	402,624,262	* 1
特定費用準備資金取崩額		
中央道場改修特定費用準備資金	-34,000,000	LED22M、目的外11Mは来期以降取崩予定
世界弓道大会特定費用準備資金	0	
特定費用準備資金積立額		
中央道場改修特定費用準備資金	30,000,000	令和3年度新規積立分
世界弓道大会特定費用準備資金	0	
公益目的事業費（調整後）	398,624,262	

2. 公益目的事業比率

B.公益目的事業費（調整後）	398,624,262
C.管理費	33,306,839 * 2
公益目的事業比率(B ÷ (B+C))	92% …50%以上であり、要件充足

3. 遊休財産保有制限

遊休財産額（D-E）	174,727,134
D.正味財産期末残高	324,492,404 令和2年度見込期末正味財産 + 令和3年度損益予算
E.控除対象財産	
公益目的保有財産	47,379,330
資産取得資金	0
特定費用準備資金	
中央道場改修特定費用準備資金	30,000,000 令和3年度新規積立
周年記念事業特定費用準備資金	30,060,629 令和2年末残高から変動なし
世界弓道大会特定費用準備資金	42,325,311 令和2年末残高（ブレ大会10百万円も残高に含まれる）
控除対象財産計	149,765,270

遊休財産保有上限額

B.公益目的事業費調整後	398,624,262
遊休財産保有上限額 - 遊休財産額	223,897,128 …保有上限額 > 遊休財産額であり要件充足

令和3年度 収支予算書(案/損益ベース)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業(公1)							法人会計	内部取引控除	合計
	指導者育成	競技力向上	査定・審査	普及振興	広報	共通	公1合計			
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用益	0	0	0	0	0	3,000	3,000	0	0	3,000
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	3,000	3,000	0	0	3,000
特定資産運用益	0	0	0	0	0	2,000	2,000	0	0	2,000
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	2,000	2,000	0	0	2,000
受取会費	0	0	0	0	0	44,000,000	44,000,000	44,000,000	0	88,000,000
分担金収益	0	0	0	0	0	40,000,000	40,000,000	40,000,000	0	80,000,000
特別賛助会員会費収益	0	0	0	0	0	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	8,000,000
事業収益	3,120,000	7,300,000	229,491,600	0	88,850,000	7,500,000	336,261,600	0	0	336,261,600
全国大会収益		7,300,000	0	0	0	0	7,300,000	0	0	7,300,000
審査収益	0	0	109,418,700	0	0	0	109,418,700	0	0	109,418,700
段位登録料収益	0	0	106,296,500	0	0	0	106,296,500	0	0	106,296,500
称号登録料収益	0	0	13,776,400	0	0	0	13,776,400	0	0	13,776,400
審査会事務手数料(ID発行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
講習会収益	3,120,000	0	0	0	0	7,500,000	10,620,000	0	0	10,620,000
会報発行手数料収益	0	0	0	0	18,750,000	0	18,750,000	0	0	18,750,000
協賛金収益	0	0	0	0	12,100,000	0	12,100,000	0	0	12,100,000
指導書等発行収益	0	0	0	0	58,000,000	0	58,000,000	0	0	58,000,000
受取寄付金	0	0	0	0	0	500,000	500,000	500,000	0	1,000,000
事業強化寄付金収益	0	0	0	0	0	500,000	500,000	500,000	0	1,000,000
個人寄付金収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取助成金等	0	1,200,000	0	0	0	0	1,200,000	0	0	1,200,000
受取民間助成金収益		1,200,000	0	0	0	0	1,200,000	0	0	1,200,000
受取地方自治体助成金収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	306,000	0	0	240,000	32,000	578,000	0	0	578,000
受取利息収益	0	0	0	0	0	2,000	2,000	0	0	2,000
雑収益	0	306,000	0	0	240,000	30,000	576,000	0	0	576,000
経常収益計	3,120,000	8,806,000	229,491,600	0	89,090,000	52,037,000	382,544,600	44,500,000	0	427,044,600
(2) 経常費用										
事業費	2,750,850	21,809,640	71,447,830	16,810,000	87,657,000	202,148,942	402,624,262	0	0	402,624,262
給料手当	0	0	0	0	0	52,000,000	52,000,000	0	0	52,000,000
退職給付費用	0	0	0	0	0	3,080,000	3,080,000	0	0	3,080,000
福利厚生費	0	0	0	0	0	7,360,000	7,360,000	0	0	7,360,000
旅費交通費	1,180,850	4,342,000	31,681,000	0	0	19,972,880	57,176,730	0	0	57,176,730
通信運搬費	10,000	323,000	641,300	200,000	12,980,000	1,362,000	15,516,300	0	0	15,516,300
消耗品費	70,000	1,853,000	3,670,000	3,420,000	0	1,567,000	10,580,000	0	0	10,580,000
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	210,000	4,623,000	0	100,000	300,000	5,233,000	0	0	5,233,000
賃借料	0	2,172,640	8,190,170	0	0	2,080,000	12,442,810	0	0	12,442,810
保険料	0	0	51,000	0	0	1,360,000	1,411,000	0	0	1,411,000
謝金	270,000	210,000	9,810,000	0	0	0	10,290,000	0	0	10,290,000
租税公課	0	0	0	0	0	6,000,000	6,000,000	0	0	6,000,000
支払負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払助成金	0	11,646,000	0	13,190,000	0	0	24,836,000	0	0	24,836,000
寄付金	0	0	0	0	0	34,000,000	34,000,000	0	0	34,000,000
研修費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議費	50,000	712,000	2,447,400	0	40,000	14,520,000	17,769,400	0	0	17,769,400
委託費	1,000,000	0	5,650,000	0	40,000,000	13,255,000	59,905,000	0	0	59,905,000
事務所費	0	0	0	0	0	11,250,000	11,250,000	0	0	11,250,000
情報管理費	0	0	4,656,960	0	6,576,000	2,300,000	13,532,960	0	0	13,532,960
仕入高	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000

令和3年度 収支予算書(案/損益ベース)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業(公1)							法人会計	内部取引控除	合計
	指導者育成	競技力向上	査定・審査	普及振興	広報	共通	公1合計			
販売助成費	0	0	0	0	7,900,000	0	7,900,000		0	7,900,000
交際費	0	327,000	0	0	0	500,000	827,000		0	827,000
調査研究費	0	0	0	0	0	0	0		0	0
支払会費	0	0	0	0	0	1,985,000	1,985,000		0	1,985,000
雑費	170,000	0	0	0	0	0	170,000		0	170,000
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0		0	0
支払報酬料	0	0	0	0	0	23,760,000	23,760,000		0	23,760,000
減価償却費	0	0	0	0	0	4,787,062	4,787,062		0	4,787,062
支払手数料	0	14,000	27,000	0	61,000	710,000	812,000		0	812,000
貸倒引当金繰入額	0	0	0	0	0	0	0		0	0
管理費								33,306,839	0	33,306,839
給与手当								13,000,000	0	13,000,000
退職給付費用								770,000	0	770,000
福利厚生費								1,900,000	0	1,900,000
退職金								0	0	0
会議費								400,000	0	400,000
委託費								600,000	0	600,000
交際費								0	0	0
旅費交通費								10,440,000	0	10,440,000
通信運搬費								180,000	0	180,000
消耗品費								450,000	0	450,000
印刷製本費								0	0	0
賃借料								164,000	0	164,000
事務所費								2,810,000	0	2,810,000
情報管理費								521,400	0	521,400
支払報酬料								1,970,000	0	1,970,000
租税公課								0	0	0
支払負担金								0	0	0
雑費								0	0	0
減価償却費								99,439	0	99,439
支払手数料								2,000	0	2,000
減価償却費								0	0	0
経常費用計	2,750,850	21,809,640	71,447,830	16,810,000	87,657,000	202,148,942	402,624,262	33,306,839	0	435,931,101
評価損益等調整前当期経常増減額	369,150	△ 13,003,640	158,043,770	△ 16,810,000	1,433,000	△ 150,111,942	△ 20,079,662	11,193,161	0	△ 8,886,501
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	369,150	△ 13,003,640	158,043,770	△ 16,810,000	1,433,000	△ 150,111,942	△ 20,079,662	11,193,161	0	△ 8,886,501
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
その他経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										
その他経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	369,150	△ 13,003,640	158,043,770	△ 16,810,000	1,433,000	△ 150,111,942	△ 20,079,662	11,193,161	0	△ 8,886,501
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	344,211,810	344,211,810	△ 11,096,803	0	333,115,007
一般正味財産期末残高	369,150	△ 13,003,640	158,043,770	△ 16,810,000	1,433,000	194,099,868	324,132,148	96,358	0	324,228,506
II 指定正味財産増減の部										
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	369,150	△ 13,003,640	158,043,770	△ 16,810,000	1,433,000	194,099,868	324,132,148	96,358	0	324,228,506

令和 2 年度 特定費用準備資金の取り扱いについて

1. 中央道場改修特定費用準備資金（88,523,783 円）の当期取扱いについて

- (1) 防護ガラス板の設置費用として 53,790,000 円を当期、取り崩して支出する。
- (2) 残額 34,733,783 円については、館内照明施設 LED 化の費用として、来期に繰り延べ取り崩す。残額が生じた場合は、新規で積み立てを行う。

2. 世界大会特定費用準備資金

(1) 本件の経緯

世界大会特定費用準備資金は、積立当初の計画において 2020 年は第 4 回大会（2022）のプレ大会が開催されるため、その費用 10 百万円を取り崩すこととしており、令和 2 年度事業計画においても、新型コロナの影響により当期プレ大会開催はなくなったが当初の計画に従い、当期 10,000,000 円を目的外で取崩すこととした。（理事会決議）

(2) 当期の取り扱い

国際弓道連盟（世界大会の主催者）の方針により、世界大会ならびにプレ大会の開催について延期して、今後通常のサイクルに戻し開催していくことを決定したので、それに伴い当期の取崩しは延期し、今後の開催サイクルに従い取崩を行うこととする。

（備考：世界大会開催のサイクル）

- ・世界大会は 4 カ年に 1 度開催する。
- ・世界大会の前々年、開催地においてプレ大会を行う。

全国オンライン弓道交流大会 実施報告書

<大会概要>

令和3年3月21日(日)に、全国オンライン弓道交流大会を実施した。主催は、本連盟、主管は全国オンライン弓道交流大会実行委員会であった。本大会の目的は、「全競技をオンライン上で実施することで、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな弓道競議会の開催方法に関する知見を、本連盟及び加盟団体間で獲得・共有する。また、参加団体間における弓道競技力の向上及び相互の親睦を図る。」ことであった。

本大会は、本部を本連盟事務局内に置き、会場は全国各地の弓道場とした。本部及び各会場間は、リアルタイムでZoom(Web会議システム)を用いて繋ぎ、競技の記録はGoogle スプレッドシートを用いて共有した。

また、競技の様子は、YouTube でライブ配信を行うと共に、Twitter で競技結果速報を配信し、インターネット上で誰でも見られるようにした。本部及び各会場の運営役員間の連絡は、LINE オープンチャットを用いて行った。

競技方法は、近的・団体(3人立)・的中制で、予選を団体計24射(1人4射×2回)で行い、予選上位8チームが決勝トーナメントに進出、決勝トーナメントは団体計12射(1人4射)で競い、同中の場合は同中競射を行った。

31地連の参加があり、競技の結果、優勝：愛媛県、2位：長野県、3位：愛知県・青森県となった。

<大会の成果と今後の課題>

全体的に、大きなトラブルは無く、計画通り実施することができた。通信障害による中断等は一切無く、本部と各地連担当者間の連絡も円滑に行われた。今回参加した31地連については、オンライン弓道大会を実施する運営能力が十分に備わっていることを確認できた。

また、今回参加した地連の中には、大会前に実施した事前アンケートにおいて、機材及び人材確保が難しいという理由で、「参加できない」と回答していた地連が含まれる。これらの地連が問題なくオンライン弓道大会に参加できていたことを考えれば、情報・通信機器や人材の確保といった、事前の準備さえできていれば、各会場における大会当日の運営自体は、難しいものではないと考えられる。

今後、本連盟主催でオンライン弓道大会を実施する場合、最も重要な課題は、大会本部で運営を担う人材を、本連盟内でいかにして確保するかである。今回は、全日本学生弓道連盟からの全面的な支援を受け、大会本部の運営を行った。

オンライン弓道交流大会の様子は、月刊『弓道』5月号に掲載予定である。

以上

地連会長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟 (印略)
 会長 増田 規一郎

令和2年度 推薦の結果について

標記のことについて、3月19日に開催いたしました審議会において審議の結果、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴地連所属の該当者には貴台から本人にご連絡のうえ、すべて貴地連を經由して諸手続をお願い申し上げます。

○登録事務手続きにつきましては、該当地連宛へ別途ご案内（郵送）いたします。

記

所 属	氏 名	備 考	所 属	氏 名	備 考
五段の部 1名			錬士の部 9名		
滋 賀	西 村 久 一	四 段	東 京	小 泉 郁 子	五 段
六段の部 3名			島 根	安 達 等	〃
埼 玉	小 駒 康	錬士五段	岡 山	宮 田 克 己	〃
東 京	田 代 紀 男	〃	福 岡	山 本 昌 廣	〃
長 野	両 角 喬 男	〃	〃	渡 邊 尚 美	〃
七段の部 8名			〃	松 崎 高	〃
宮 城	池 沢 幹 彦	教士六段	〃	山 浦 和 徳	〃
茨 城	海老根 芳 江	〃	熊 本	高 木 恭 介	〃
栃 木	中 村 武 次	〃	宮 崎	吉 野 利 行	〃
東 京	田 中 喜 代	〃	教士の部 8名		
富 山	川 元 淑 子	〃	岩 手	坂 本 利 夫	錬士六段
福 井	吉 見 保	〃	福 島	佐 藤 信 彌	〃
三 重	北 川 正 明	〃	茨 城	塩 津 多 恵 子	〃
岡 山	佐 藤 正	〃	埼 玉	川 合 満 喜 子	〃
八段の部 4名			東 京	田 村 光 世	〃
奈 良	須 田 三 郎	教士七段	神奈川	小 島 和 子	〃
熊 本	松 永 邦 子	〃	岐 阜	太 田 明 伯	〃
鹿児島	上 原 良 武	〃	和歌山	田 中 良 子	〃
〃	山 口 武 文	〃	範士の部 2名		
九段の部 2名			岩 手	及 川 好 布	教士八段
山 形	岡 崎 廣 志	範士八段	愛 知	坂 本 孝 英	〃
福 岡	朝 隈 敏 子	〃	特別推薦		
			教士の部 1名		
栃 木	中 鷹 輝 美	弐 段			